

令和 8 年度 情報機器作業従事者定期健康診断 仕様書

1 総 則

情報機器作業従事者定期健康診断（以下「情報機器健診」という。）は上下水道局で情報機器を取扱う職員を対象に健康調査を実施し、その調査結果の要否等により健康診断を実施するものである。

なお、情報機器健診の業務遂行に当たっては、関係法令を遵守し、個人情報に留意しながら誠実に実施すること。

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

3 健康調査及び健康診断受診の予定人数

- (1) 健康調査 4 0 0 人
- (2) 健康診断 5 0 人

※ 上記人数については、変動する。

4 受託内容

(1) 事前協議

受託者は、本業務の実施にあたり、契約決定後に上下水道局総務部職員課（以下、「職員課」という。）と協議を行うものとする。双方に疑義が生じた場合は協議のうえ業務遂行に努めること。

(2) 健康調査

健康調査対象者は職員課から健診機関（以下、「受託者」という。）にデータ提供（所属名、氏名、氏名コード、性別、生年月日等）をする。

ア 健康調査票の作成

健康調査票には健康調査対象者ごとに次の内容を記載し、職員課に納品する。
なお、健康調査の実施は職員課の指定する方法によるものとする。

- (7) 同項(2)でデータ提供する内容（所属名、氏名、氏名コード、性別、生年月日等）
- (i) 業務歴及び既往歴を調査する内容
- (ii) 自覚症状の有無を調査する内容
- (e) 同項(2)ア(i)、(ii)の調査内容については、原則として受託者で定めている調査内容を用いることとする。

イ 健康調査の判定

同項(2)アの健康調査票により得られた回答結果を次の(7)の判定基準に従い、(4)のとおり判定区分する。

(7) 判定基準

原則として受託者で定めている基準を用いることとするが、事前に職員課と協議し受託者の有する基準及び定めた様式等を提示すること。

ただし、産業医等により指定した場合はその指示に従うこと。

(4) 判定区分

同項(2)イ(7)の基準で健康診断受診の必要性を判定した結果を次の「健康調査判定区分表」により区分する。

特にコメント等を要する場合は、受託者の定めた様式によりコメントを付すること。

《健康調査判定区分表》

判定区分	判定内容（参考）
要	今回の調査の結果、作業時間、自覚症状から情報機器作業従事者健康診断の受診が必要です。健康診断は必ず受診し、視力や身体の状態についてチェックするようにしてください。
否	今回の調査の結果、情報機器作業従事者健康診断を受診する必要はありません。 これからも作業時間と作業姿勢に注意して、快適に作業ができるように心がけてください。

ウ 健康調査結果報告書の作成

(7) 健康調査対象者ごとに結果報告書を作成

所属、氏名コードを降順に並べ職員課に納品すること。納品の形式は次のとおりとする。

所属、氏名コード、氏名及び同項(2)イで判定した結果を紙に印字し、所属、氏名コード、氏名のみ他者から識別できるように窓付き封筒等に封入する。
(判定結果が他者に分からないようにプライバシーが確保できる同等の方法でも可能)

(4) 健康調査対象者すべての結果一覧を作成

結果一覧には同項ウ(7)結果報告書により得られた内容を紙に印字し、職員課に納品すること。

(3) 健康診断

ア 健康診断受診票を作成

健康調査の結果、判定「要」の該当者及び医師が必要と認める者及び産業医、職員課が必要とした者に対して、受託者の様式により健康診断受診票を作成（所属名、氏名、氏名コード、性別、生年月日は必ず明記）し、職員課に納品すること。

イ 健康診断の実施

- (7) 場 所 : 上下水道局総合庁舎
(4) 実 施 日 : 令和9年1月下旬頃（1日間程度）
(5) 実施時間 : 午後1時～4時

※ 実施時間は会場設営準備時間には含まない。実施時間について変更する場合がある。

ウ 健康診断実施項目

次に挙げる各項目で健康診断を実施する。

	検査内容等
視機能検査	・視力検査（遠方視力 5m、近方視力 50cm） ・調節機能検査（近点距離の測定） ・乱視検査（自覚乱視の有無）
筋骨格系に関する他覚的検査	・握力検査
診察	・視診及び触診等
その他	・医師が必要と認める検査等

エ 健康診断の判定

同項(3)ウの健康診断の結果を次の「健康診断判定区分表」により区分する。

特にコメント等を要する場合は、受託者の定めた様式によりコメントを付すること。

《健康診断判定区分表》

判定区分	判定内容（参考）
A：異常を認めません。	特に顕著な他覚所見や自覚症状は認められず、通常業務が可能です。 注意事項は守りましょう。
B1：注意を要します。	軽度の他覚所見を認める、あるいは自覚症状が強いようです。 注意事項を守り、疲労を次の日に持ち越さないように注意しましょう。 症状が悪化するようであれば専門医にご相談ください。

B2：観察を要します。	他覚所見を認めますが、ただちに治療の必要はありません。 疲労が蓄積していますので経過観察が必要です。 また、症状が悪化するようであれば専門医にご相談ください。
B3：観察を要します。 (1～6か月後)	B2の注意を守り、1～6か月後の経過観察が必要です。 症状が強ければ医師の診察を受けてください。
C1：治療を要します。	医師の指示に従って適切な治療を受けてください。
C2：その他	作業に起因しない疾病あるいは症状が認められます。 専門医を受診し、症状の回復に努めてください。 また、通院中の場合は、主治医の指示に従って治療を継続してください。

オ 健康診断結果報告書の作成

(7) 健康診断受診者ごとに結果報告書を作成

所属、氏名コードを降順に並べ職員課に納品すること。納品の形式は次のとおりとする。

所属、氏名コード、氏名及び同項(3)エで判定した結果を紙に印字し、所属、氏名コード、氏名のみ他者から識別できるように窓付き封筒等に封入する。
(判定結果が他者に分からないようにプライバシーが確保できる同等の方法でも可能)

(4) 健康診断受診者すべての結果一覧を作成

結果一覧は、同項(3)エの結果及び産業医等の指示により、職員課が指定した内容を記載し、職員課に納品すること。

5 情報機器健診実施予定日程（予定）

時 期	実施内容
1 1 月下旬	① 職員課から受託者に健康調査対象者のデータ提供
1 2 月上旬	② 受託者は健康調査票を作成し職員課に納品
1 2 月中旬	③ 職員課から受託者に健康調査票（記入済み）送付
1 月上旬	④ 受託者は健康調査票により判定を行い、健康調査結果報告書（調査対象者用及び調査対象者すべての結果一覧）を作成し、職員課に納品 ⑤ 受託者は健康診断の受診予定者の健康診断受診票を作成し、職員課に納品

1 月下旬	⑥ 受託者は上下水道局総合庁舎で健康診断を実施 ⑦ 受託者は健康診断結果報告書（受診者用及び受診者すべての結果一覧）を職員課に納品
-------	--

※ 上表に記載している情報機器健診実施予定日程以外に、職員課の指定した者に対し、健康調査及び健康診断を実施する場合がある。

6 支払方法

受託完了後に完了届、請求書を各 2 部職員課に提出すること。

職員課が受託内容の完了確認後、受託者から適正な請求があったときは、30 日以内に支払うものとする。

7 その他

職員課から受託者へ送付する健康調査票の回収方法は、着払いによる宅配便等で回収すること。また、回収終了後、回収状況を報告すること。

なお、回収方法については、変更する場合がある。

京都市上下水道局電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書

（総則）

第1条 この電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（入力等）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

第2条 受託者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、京都市上下水道局（以下「甲」という。）が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（法令等の遵守）

第4条 乙は、次の各号で定める法令等を遵守して、委託業務を履行する義務を負う。

- (1) 京都市個人情報保護条例及び同条例施行規則
- (2) 京都市上下水道局情報セキュリティポリシー、京都市上下水道局情報セキュリティ対策基準及び京都市上下水道局情報セキュリティ共通運用手順
- (3) その他受託業務に関係する法令及び甲が定める規定

（人員体制）

第5条 乙は、委託業務における担当責任者を配置し、常時甲との打合せが行える連絡体制を整えておかなければならない。

2 乙は、委託業務完了後において、甲からの問い合わせ、障害調査、修正等について、迅速に対応できる連絡体制を整えておかなければならない。

（身分証明書の携行）

第6条 委託業務に従事する者は、乙の管轄下にある者とし、常に身分証明書を携行する。また、甲は、乙の作業に際し身分証明書の提示を求め、乙の管轄下にある者かどうかを確認することがある。

（目的外使用の禁止）

第7条 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。

- (1) 契約目的物
- (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸

与品」という。)

- (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。)

(複写、複製及び第三者提供の禁止)

第8条 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に閲覧又は提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(作業責任者等の届出)

第9条 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

第10条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第11条 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託等の禁止)

第12条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

第 13 条 乙は、個別仕様書その他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、入力機器室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙は、前項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 4 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
 - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室記録簿に記録すること。
- 5 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 6 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。
- 7 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないように必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 8 乙は、乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出し

てはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 9 乙は、乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 10 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約を解除することができる。
- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（データ等の廃棄）

第 14 条 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
- (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
- (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。

なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

第 15 条 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生の通知）

第 16 条 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証

抛保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

第 17 条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、この委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき、又はこの契約が解除されたときは、個別仕様書等に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

第 18 条 甲は、契約に基づく検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち合わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 2 甲は、契約に基づく検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、個別仕様書において検孔が指示されている業務において、検査の結果、検査に係る試行、試験等のための納入データに 0.5 %以上の誤りがあるときは、契約を解除することができる。
- 4 乙は、契約に基づく検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。
- 5 乙は、成果物を電子媒体にて納品する場合は、事前にウィルスチェックを実施しなければならない。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務において、納入データに 0.5 %以上の誤りがあるときは、契約を解除することができる。

- 3 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務のうち、契約目的物の引渡しを複数回行うよう指示されている業務において、いずれかの回の納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約を解除することができる。
- 4 甲は、前3項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 5 乙は、第1項から第3項までの規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

(損害賠償)

第20条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等に履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲の請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、当該契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第18条第3項の規定による委託業務の一工程の履行が完了した日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第18条第3項の規定による委託業務の一工程の遅行が完了した時点において乙が契約不適合と知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

(作業実施場所における機器)

第22条 委託業務の履行に必要な機器、ソフトウェア及びネットワーク（以下「機器等」という。）については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、委託業務の履行に必要な機器等を甲のネットワークに接続する場合は、

事前に甲の許可を受けなければならない。

- 3 乙は、委託業務の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要となった場合は速やかに消去しなければならない。

(委託料の支払い)

- 第 23 条** 甲は、乙による委託業務の完了後に検査を行い、本検査に合格した後、乙の適正な請求によって一括して委託料を支払うものとする。ただし、甲と乙の協議により、契約書に基づいて部分払いを設けることができる。

(疑義)

- 第 24 条** 契約締結後、契約内容に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。